

三郷市立小中学校医療的ケアの実施に係るガイドライン

1 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、医療的ケアを必要とする児童、生徒及び入学予定の未就学児（以下、「医療的ケア児」という。）の三郷市立小・中学校（以下「学校」という。）への就学に関してや学校における医療的ケアの実施に関して示すとともに、教育委員会や学校、その他関係機関の役割や校内実施体制等について、基本的な指針を示すものです。

2 学校における医療的ケア

「医療的ケア」とは、医行為のうち、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる生活援助行為を指し、治療行為として実施する医行為とは区別されます。また、「学校における医療的ケア」（以下、「校内医療的ケア」という。）とは、学校の管理下（登下校時を除く。）において、校内医療的ケアの実施対象として決定を受けた医療的ケア児（以下「対象児童等」という。）に対して行う医療的ケアであって、主治医の指示の下で保護者が家庭で行っている行為と同様の行為を指します。校内医療的ケアは、主治医の指示の下で看護師が行います。

3 対象者

- ・ 次の条件をすべて満たす医療的ケア児を対象とします。
 - ①医療的ケア児の主治医が、校内医療的ケアを看護師が行うことに支障がないと認めていること。
 - ②三郷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、学校での受け入れが可能と判断していること。
 - ③校内医療的ケアの実施内容及び当該医療的ケア児の状況を踏まえた学習活動の計画について、保護者が合意していること。
 - ④一定期間（数週間以上）の在宅経験があり、病状が安定していること。
 - ⑤保護者が医療的ケアを十分理解し、家庭で日常的に行っている医療的ケアが確立していること。

4 実施の手続き

（1） 実施決定までの流れ

- ・ 校内医療的ケアの実施を希望する保護者は、教育委員会への相談（入学に向けては就学相談、その他の場合は教育支援の相談）を経て、教育委員会が定める期日までに「校内医療的ケア実施依頼書兼同意書」及び主治医が作成し

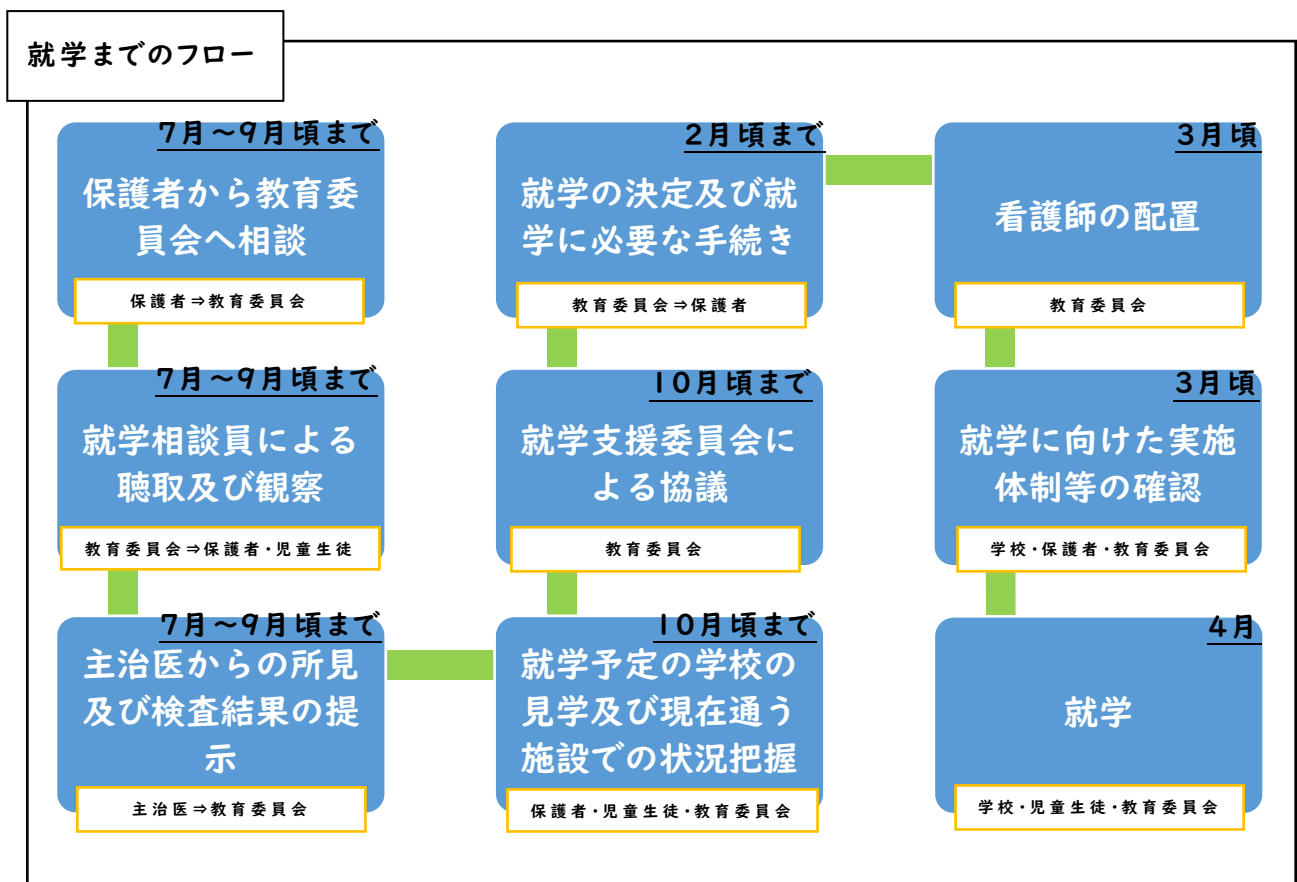
た「指示書」を教育委員会に提出します。

- ・ 教育委員会は、保護者の申請があったときは、校内医療的ケアの可否を就学支援委員会※1に諮問します。
- ・ 保護者は、就学支援委員会での答申結果による必要な支援等に関して、教育委員会の提案を承諾することが必要となります。

(2) 実施手続きに係る留意点

- ・ 就学支援委員会での結果のほか、医療的ケア児の状態やその他の学校の状況などにより、最大限に配慮しても安全の確保が整わない等の理由で、学校への受入れができない場合があります。
- ・ 学校設備や支援体制等の状況から、通学区域内の学校で受け入れができない場合があります。その場合、受け入れ可能な学校への指定校変更等による就学となります。

※1 就学支援委員会は、教育関係者や保育関係者、医師などで構成され、就学について、専門的な見地から検討・助言を行う委員会です。



※注 上記フロー図は状況により順序や内容が異なる場合があります。

(3) 教育委員会による実施に向けた合意形成のあり方

- ・ 教育委員会は、保護者から校内医療的ケア実施の相談を受けた際には、次の事項について説明し、理解を得られるようにします。
 - ①学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容等。
 - ②校内医療的ケアの範囲や対象児童等の受入れ体制。
 - ③学校と保護者、主治医をはじめとする関係者の協力と協働による取組み方法。
- ・ 教育委員会は、校内医療的ケアの実施については、主治医の指示書に基づき、看護師、学校、医療的ケア指導医・学校医※²及び保護者は連携し、合意形成に努めるようにします。

※² 医療的ケア指導医・学校医のうち、医療的ケア指導医は、特に校内医療的ケアについて助言や指導を得るための医師で、学校医は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する医師です。学校医が医療的ケア指導医を兼ねる場合があります。

5 校内医療的ケアの実施について

- ・ 教育委員会は、対象児童等が在籍する学校に対し、看護師を派遣・配置し、看護師が校内医療的ケアを実施します。
- ・ 校内医療的ケアの実施は、看護師の配置後となります。配置が遅れる場合や看護師が不在となる場合は、校内医療的ケアが実施できないことがあります。
- ・ 看護師以外の教職員が、校内医療的ケアを行うことはありません。
- ・ 遠足や社会科見学等での校内医療的ケアの実施について、学校は保護者、看護師及び主治医と慎重に検討・判断し、対象児童等の活動への参加やケアの内容について決定します。なお、看護師の確保が難しい等の事情により校外学習に参加できないことがあります。
- ・ 対象児童等の状態によっては、学校生活において、様々な制限や特別な対応が必要となる場合があります。
- ・ 対象児童等の状態の変化や医療的ケア内容の変更により、校内医療的ケアを休止又は廃止することがあります。

6 管理体制と実施体制

(1) 総括的な管理体制の整備

- ・ 教育委員会は、教育、福祉、医療関係者などの関係部局や関係機関から構成

される医療的ケア運営協議会（以下「医療的ケア運営協議会」という。）を設置し、校内医療的ケアを安全に実施していくための情報共有や課題について協議を行います。

- ・ 医療的ケア運営協議会は、就学支援委員会がその役割を兼ねることができません。

（２） 校内体制の構築

- ・ 学校は、校内医療的ケアを安全に進めるとともに、発生した課題等に対応するため、校内委員会を設置し、定期的を開催します。
- ・ 校内委員会の開催に際しては、協議する案件について事前に主治医の見解を得ておくようにします。
- ・ 対象児童等の校内医療的ケアの開始、廃止や変更がある場合は、学校は保護者了承のもと医療的ケア指導医・学校医に情報提供を行い、医療的ケア指導医・学校医は必要に応じて学校保健に関する助言を行います。

（３） 医療的ケア実施計画書の作成

- ・ 学校は、校内医療的ケアの実施にあたっては、主治医からの指示書に基づいた校内医療的ケア実施計画書を作成し、教育委員会に提出します。
- ・ 学校が作成する校内医療的ケア実施計画書には、対象児童等の校内医療的ケアの内容や必要な手順を記載することとし、随時確認できるよう所定の場所に保管します。

7 校内医療的ケアの実施に当たっての役割分担

（１） 教育委員会

- ・ 校内医療的ケア実施に係るガイドライン等の策定と改訂
- ・ 校内医療的ケア実施に係る要項の策定と改訂
- ・ 校内医療的ケア実施の決定
- ・ 校内医療的ケア実施のための校内環境整備等に係る予算措置
- ・ 校内医療的ケアを実施する看護師の確保及び配置と予算措置
- ・ 校内医療的ケア実施体制説明資料（リーフレット等）の作成と広報
- ・ 校内医療的ケアを実施する学校と特別支援学校の連携支援
- ・ 学校教職員及び看護師の研修会・講習会の計画と実施
- ・ 医療的ケア児に関する関係機関との連携
- ・ 医療的ケア運営協議会の設置及び運営

(2) 学校

[管理職]

- ・ 校内医療的ケアの総括
- ・ 各教職員の役割分担の明確化
- ・ 校内医療的ケア実施のための校内環境の整備
- ・ 校内医療的ケアに関する校内委員会の設置と運営
- ・ 校内医療的ケアのための外部を含めた連携体制の構築
- ・ 看護師のサービス監督・勤務管理
- ・ 校外活動等への参加の判断
- ・ 緊急時の体制整備
- ・ 校内医療的ケア実施計画書及びマニュアル等の作成と提出
- ・ 校内医療的ケア実施報告書の作成と提出

[すべての教職員]

- ・ 医療的ケア児と校内医療的ケアの教育的意義の理解
- ・ 校内医療的ケアに必要な衛生環境の理解
- ・ 対象児童等の学級担任及び看護師との情報共有
- ・ 対象児童等の日常的な状況把握と必要な場合の支援
- ・ 緊急時の協力
- ・ 校内医療的ケア実施計画書・マニュアル作成への協力

[養護教諭(上記「すべての教職員」に加え)]

- ・ 学校保健（保健教育、保健管理等）の中での支援
- ・ 対象児童等の健康状態の把握
- ・ 校内医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・ 主治医、学校医との連絡・報告
- ・ 看護師と教員との連携支援

[学級担任（上記「すべての教職員」に加え）]

- ・ 対象児童等の日常の健康状態の把握と養護教諭・看護師との共有
- ・ 校内医療的ケア実施に係る日次スケジュールの把握と養護教諭・看護師との共有

(3) 保護者

- ・ 校内医療的ケアの内容及び実施体制の理解
- ・ 学校との連携・協力
- ・ 緊急時の連絡手段の確保
- ・ 定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）

- ・ 対象児童等の健康状態の報告
- ・ 校内医療的ケアに必要な医療器具等の準備と管理
- ・ 緊急時の対応（保護者が来校できない場合の代理人の指定を含む）
- ・ 学校、看護師及び主治医との連携体制の構築への協力
- ・ 校内医療的ケア実施計画書・マニュアル作成への協力

（４） 主治医

- ・ 対象児童等や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・ 緊急時に係る指導・助言
- ・ 個別の手技に関する看護師への指導
- ・ 学校への情報提供（医療的ケア指導医・学校医との連携、看護師や教職員との連携）
- ・ 校内医療的ケア実施計画書・マニュアル作成への指導・助言
- ・ 保護者への説明

（５） 看護師

- ・ 対象児童等のアセスメント
- ・ 校内医療的ケア実施計画書作成への助言・協力
- ・ マニュアルの作成
- ・ 校内医療的ケア実施に係る日次スケジュールの管理
- ・ 対象児童等の健康管理
- ・ 校内医療的ケアの実施
- ・ 校内医療的ケアの記録・管理・報告
- ・ 必要な医療器具・備品等の管理
- ・ 教職員・保護者との情報共有
- ・ 主治医や医療的ケア指導医・学校医との情報共有
- ・ 緊急時の対応

（６） 医療的ケア指導医・学校医

- ・ 校内医療的ケアの実施にあたっての指導・助言
- ・ 校内医療的ケアの実施要領や実施計画、マニュアル等の確認
- ・ 主治医との情報共有

8 安全管理

（１） マニュアルの作成

- ・ 保護者・主治医の協力を得て、対象児童等の急変、校内医療的ケアに関わる事故発生時、災害・火災発生時等個別の事案について、学校はマニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。
- ・ 学校での避難訓練の際には、マニュアルに沿った訓練を行います。
- ・ マニュアルは、校内医療的ケア実施計画書と併せて随時確認できるよう、所定の場所に保管します。

(2) ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析

- ・ 学校は、対象児童等に関するヒヤリ・ハット事例を教育委員会に報告するとともに、校内で定期的に共有することとします。

(3) 事故への対応・検証

- ・ 学校は、校内医療的ケアに関わる事故等が発生した場合は、速やかに対応を図るとともに教育委員会に報告します。
- ・ 学校は、経過記録を作成して関係者間での情報共有と検証を行い、再発防止に取り組みます。

9 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めま
す。(放課後児童クラブにおける医療的ケアも別に定めるものとします。)